

○香美市協働のまちづくり条例施行規則

令和元年6月27日

規則第3-2号

(趣旨)

第1条 この規則は、香美市協働のまちづくり条例（令和元年香美市条例第4号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

(法人その他の団体)

第2条 条例第2条第1号の法人その他の団体は、営利法人のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会等の地域コミュニティ組織
- (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体
- (3) 大学、高等学校又は幼稚園等の教育・研究機関
- (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした地域団体又はサークル
- (5) 政治、宗教又は営利を目的としない公益活動を行う集団

(参画の方法等を規定した制度)

第3条 条例第9条の参画の方法等を規定した制度は、次に掲げるものとする。

- (1) 情報共有 市民と市が情報を共有するしくみで、次に掲げるもの
 - ア 情報公開制度 香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）に基づき、市の保有する情報を市民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用して情報を積極的に提供する制度
 - イ まちづくり学習支援制度 市民の要請により、市民が主催する集会や学習会等に市職員を派遣して、まちづくり学習を支援する制度
 - ウ 審議会等会議の公開制度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を市民に公開する制度
 - エ 行政連絡会 市が市内全自治会長に対して、市の取組などの報告を行い、情報共有や意見交換を行う会議
- (2) 政策・施策策定 市が政策又は施策を策定する過程に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの
 - ア アンケート調査 対象施策等について一定の質問形式で市民の意見を把握する調査
 - イ パブリック・コメント手続制度 市が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、市民の意見を広く募集し、これらに反映する制度
 - ウ 市民懇談会 市が主要な計画又は施策・事業を策定する際に、市民に内容の説明や情報提供を行い、市民の意見を広く聴き、当該計画又は施策・事業に反映する制度
 - エ 審議会等委員公募制度 市が第1号ウに規定する会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く市民から募集する制度